



企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議
で挨拶をする自見大臣
(3月29日)

目次

【トピックス】

- 改正中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の成立・施行等について…………… 2
- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令（案）に対するパブリックコメントの結果等について…………… 2
- 「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」の改定について…………… 3
- 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について…………… 3
- 「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について…………… 4
- 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）の公表について…………… 5
- 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について…………… 6
- 平成 23 年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について…………… 9
- 保険会社に係る検査評価制度（保険検査評価制度）（案）に対するパブリックコメントの結果等について…………… 9

【お知らせ】…………… 10

【金融ここが聞きたい！】…………… 14

【3月の報道発表】…………… 15

【3月のアクセス数の多いページ】…………… 17

【トピックス】

改正中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律の成立・施行等について

金融庁では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限を今回に限り平成 25 年 3 月末まで 1 年間延長するための[改正法案](#)を、本年 1 月 27 日、第 180 回国会（常会）に提出し、同法案は、3 月 30 日に国会で可決・成立、同月 31 日に公布・施行されました。

（注）中小企業金融円滑化法は、金融機関に対し、中小企業者や住宅ローンの借り手の申込みがあった場合に、できる限り貸付条件の変更等を行う努力義務を課すこと等を内容とする。同法は、23 年 3 月末をもって失効するものとされていたが、同法の期限を 1 年間延長する中小企業金融円滑化法一部改正法案が昨年 3 月 31 日に成立・公布・施行されていました。

これは、昨年 12 月 27 日に決定・公表した「[中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について](#)」を踏まえたものです。その中で、中小企業金融円滑化法については、金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な「出口戦略」を推進するとともに、事業再生等の支援に軸足を円滑に移していく「ソフトランディング」を図る必要があることから、その期限を今回に限り平成 25 年 3 月末まで再延長することとしていました。

金融庁としては、このような施策を推進することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、金融の円滑化を図るとともに、中小企業者等の経営改善を積極的に支援していきます。

なお、金融庁は、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について、幅広く周知するため、[パンフレット](#)を作成していますので、御参照下さい。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等について」（4月2日）](#)にアクセスしてください。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する 法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する 命令（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成 24 年 1 月 27 日（金）から平成 24 年 2 月 27 日（月）にかけて、「[「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令（案）」](#)」を公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成 24 年 3 月 21 日（水）に公表しました。

本件の命令は、平成 24 年 3 月 21 日（水）に公布され、平成 24 年 4 月 1 日（日）より施行されています。（下記 1. の「留保割合」の変更については平成 24 年 3 月 21 日付で施行されています。）

本件の命令の概要は以下のとおりです。

1. 口座名義人の事後的な救済のために金銭を留保する割合の変更〔第一条〕

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（いわゆる「振り込め詐欺救済法」）第 20 条第 1 項の規定により、預金保険機構に納付された金銭（預保納付金）については、誤って失権された口座名義人の事後的な救済に備えるため、その一定割合を留保しておくこととされていますが、預保納付金の納付状況等を踏まえると、大幅に引き下げても制度の円滑な運用に支障はなく、必要額を確保可能であることから、当該金銭を留保する割合について、現行の 100% から 10% へ変更しました。

2. 預保納付金の具体的使途及び担い手団体の要件の規定 [第二条]

振り込め詐欺救済法第20条第1項の規定により、留保されなかった預保納付金については、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされており、1. の留保割合の変更に伴い預保納付金の具体的な使途を規定する必要があるところ、[「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の最終取りまとめ](#)の提言内容を踏まえ、預保納付金の具体的使途として「犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」両事業に支出すること、並びに、これらの事業の担い手となる団体の要件を規定しました。

3. 団体と預金保険機構が締結する協定の要件の規定 [第三条]

2. の要件を満たす団体と預金保険機構が締結する協定の要件を規定しました。

今後は、預保納付金を用いた「犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」両事業の担い手として決定された団体において、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応に努めていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（3月21日）](#)にアクセスしてください。

「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」の改定について

銀行等による保険販売規制に関しては、平成23年9月に改正が行われ、平成24年4月から施行されています。このため、今般、改正された内容等に関する法令の解釈について、整理・補充を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集の改定について」（3月28日）](#)にアクセスしてください。

また、改正された内容等については、上記同様に[「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（平成23年9月6日）](#)及び[「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて（平成23年7月6日）](#)にアクセスしてください。

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と 有価証券報告書レビューの実施について

金融庁では、平成24年3月30日に、有価証券報告書等の適切性確保のための検査・モニタリングの強化策の一つとして、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について」を公表しました。

本件の概要は以下のとおりです。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項

平成24年3月期以降の有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項等について、以下のとおり、集約・整理しました。

(1) 開示制度・会計基準の改正等

平成24年3月期以降に適用される開示制度・会計基準のうち、特に留意していただきたい点は、以下の2点です。

- 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」公表に伴う連結財務諸表規則等の改正
- 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」等の公布に伴う税効果会計への影響

(2) 最近の課徴金事案、自主訂正事案等を踏まえた留意事項

近年、多く見られるようになってきた不適切な会計処理の類型のうち、特に留意していただきたい点は、以下の3点です。

- 無形固定資産の減損について
- 貸倒引当金等の引当金の適切な計上について
- 連結子会社等における会計処理について

各提出者におかれましては、[「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 24 年 3 月期版）」](#)の内容をご参照のうえ有価証券報告書を作成し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」といいます。）へ提出願います。

2. 有価証券報告書レビューの実施について

(1) 法令改正関係審査について

3月決算企業については、所管の財務局等より、[「有価証券報告書レビュー法令改正関係質問事項（平成 24 年 3 月期版）」](#)の質問を送付しますので、各提出者におかれましては、自社の状況を正確にご回答下さい。

(2) 重点テーマ審査について

提出された有価証券報告書のうちから、特定の事項に着目して審査対象を抽出し、提出者に対する質問・ヒアリングを含めた審査を実施します。

審査に当たっては、所管の財務局等より該当提出者に対し、具体的な質問事項を送付させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本年度の重点テーマは

- 無形固定資産（のれんの計上額を含む）の評価
- 投資有価証券（ファンドに対する投資を含む）の評価
- 関連当事者取引（役員に対する貸付を含む）

とさせていただきます。

(3) 情報等活用審査について

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、所管の財務局等より、具体的な質問事項を送付させていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について」（3月30日）](#)にアクセスしてください。

「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について

金融庁では、中小企業関係者等が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、平成24年2月1日に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を広く普及させ、その活用を促進するための方策について検討を行い、3月27日、普及・活用策を含めた最終報告書を取りまとめ、公表しました（中小企業庁及び金融庁は共同事務局）。

中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等（以下「各機関・団体」という。）が一丸となって「中小会計要領」の普及・活用に取り組むことで、中小企業が「中小会計要領」に従った会計処理を行い、その結果、中小企業の経営力の強化や資金調達力の強化等に繋がることが期待されます。

この報告書の主な内容は以下のとおりです。

1. 「中小会計要領」の意義

「中小会計要領」に従った会計処理を行うことにより、経営者が必要な財務情報を入手し、それに基づき自社の経営状況を的確に把握することは、新規投資や経営改善の際の適切な経営判断の前提であり、また、金融機関等の利害関係者に対して、正確に自社の財務情報や経営状況を説明するた

めに必要です。中小企業の経営者が、会計の重要性を認識し、財務情報に基づき経営判断を行うことにより、企業の経営力や資金調達力の強化や取引拡大に繋がることが期待されます。

2. 主な普及・活用策

(1) 広報・普及

各機関・団体の1万4千箇所を超える拠点を通じてパンフレット等を中小企業に配布します。

(2) 研修・セミナー

各機関・団体がそれぞれ中小企業、会計専門家、指導員等向けに、「会計啓発・普及セミナー」等の研修・セミナーを全国各地で開催します。

(3) 計算書類等の作成支援

会計専門家による信頼性ある計算書類作成の相談、指導を行うとともに、中小企業関係団体による記帳指導・窓口相談において、適切な助言を行います。

(4) 活用

各機関・団体は、中小企業が中小会計要領により会計処理を行い、それによる財務情報を活用することを促進するために、例えば以下の取組みを行います。

○日本政策金融公庫は、「中小会計要領」適用・活用企業に対する金利優遇制度を創設・拡充します。

○金融庁は、監督指針・金融検査マニュアルにおいて、金融機関が顧客企業に対して助言するにあたり「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であること等を記載します。

○中小企業庁は、法律に基づく経営革新計画等の認定にあたり、「中小会計要領」に従った計算書類の提出を奨励するとともに、補助金採択にあたっては、「中小会計要領」に従った計算書類の提出があった場合には一定の評価を行います。

(参考)「中小会計要領」は、中小企業の実態に即して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って、簡潔な会計処理等を示しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について（3月27日）](#)にアクセスしてください。

また、「中小企業の会計に関する基本要領」については、上記同様に[「中小企業の会計に関する基本要領」の策定について～「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」公表～（平成24年2月1日）](#)にアクセスして下さい。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）の公表について

金融庁では、平成24年3月27日（火）から平成24年4月26日（木）にかけて、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）を公表し、広く意見の募集を行っております。

今般の改正は、金融機関が、顧客企業に対して、顧客企業自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するに当たっては、「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であること等を記載するものです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）の公表について（3月27日）](#)にアクセスしてください。

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について

金融庁では、中小企業金融の実態把握の一環として、平成24年2月中に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下の通りとなりました。

1. 中小企業の業況感は、厳しい状況が続いています。なお、現状D. I. のマイナス幅は前回調査に比べ僅かながら縮小しています。

悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲62 (▲47)	▲68 (▲62)	21.1 (22.8)	39.4 (32.5)	12.8 (12.3)	14.7 (18.4)	11.9 (14.0)	
小売業	▲62 (▲66)	▲57 (▲62)	9.3 (9.4)	57.4 (53.0)	22.2 (19.7)	0.0 (3.4)	11.1 (14.5)	
卸売業	▲66 (▲74)	▲64 (▲74)	14.7 (15.8)	49.5 (47.4)	16.5 (16.5)	4.6 (6.0)	14.7 (14.3)	
建設業	▲62 (▲66)	▲62 (▲70)	15.4 (12.2)	49.6 (48.2)	29.9 (28.8)	0.0 (1.4)	5.1 (9.4)	
サービス業	▲55 (▲72)	▲51 (▲70)	4.3 (4.2)	56.4 (55.0)	20.2 (16.7)	2.1 (2.5)	17.0 (21.7)	
不動産業	▲57 (▲57)	▲54 (▲57)	0.0 (0.0)	75.0 (70.1)	16.7 (19.4)	0.0 (3.0)	8.3 (7.5)	
運輸業	▲68 (▲64)	▲66 (▲66)	28.4 (19.8)	44.1 (45.9)	21.6 (22.5)	0.0 (2.7)	5.9 (9.0)	
平均	▲62 (▲64)	▲60 (▲66)	14.1 (12.7)	51.9 (49.1)	20.3 (19.6)	3.2 (5.4)	10.5 (13.2)	

(注1)D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2)悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示しています。

(注3)表中の括弧書は23年11月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りも、厳しい状況が続いています。なお、現状D. I. のマイナス幅は前回調査に比べ僅かながら縮小しています。

悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きく、次いで「その他震災等の影響」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ 改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	④ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:被災による担保価値の下落、取引先の被災による入金遅れ等	
製造業	▲45 (▲51)	▲57 (▲51)	85.7 (83.9)	3.6 (1.8)	0.0 (0.0)	3.6 (3.6)	7.1 (10.7)	
小売業	▲57 (▲60)	▲62 (▲53)	89.4 (87.3)	1.5 (1.6)	0.0 (0.0)	3.0 (3.2)	6.1 (7.9)	
卸売業	▲47 (▲60)	▲49 (▲53)	86.5 (84.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3.8 (3.2)	9.6 (12.7)	
建設業	▲53 (▲62)	▲62 (▲60)	81.2 (77.6)	10.1 (11.8)	0.0 (0.0)	2.9 (3.9)	5.8 (6.6)	
サービス業	▲49 (▲57)	▲51 (▲55)	80.0 (80.0)	5.5 (5.0)	0.0 (0.0)	3.6 (3.3)	10.9 (11.7)	
不動産業	▲48 (▲46)	▲52 (▲50)	90.4 (89.1)	1.9 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	7.7 (10.9)	
運輸業	▲57 (▲51)	▲57 (▲51)	88.3 (88.7)	1.7 (0.0)	0.0 (0.0)	3.3 (3.8)	6.7 (7.5)	
平均	▲51 (▲55)	▲56 (▲53)	85.9 (83.9)	3.7 (3.4)	0.0 (0.0)	2.9 (3.1)	7.6 (9.6)	

(注1)D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2)悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示しています。

(注3)表中の括弧書は23年11月時点の調査結果

(参考1) 東日本大震災に関連した業況感に関する主なコメントについては以下のとおりとなっています。

《製造業》

- 震災直後よりは持ち直してきており、水準としては前年レベルに近づいている (岩手県)
- 震災復興キャンペーンにより一部飲食料品の出荷は上向いているが、総じて売上げは現状維持もしくは減少している。需要停滞や製品単価の低下は依然として続いている (秋田県)
- 自動車付属品等の製造業では、震災により東北地方で製造できなくなった製品の大量受注があり売上げが増加している (新潟県)
- 円高により受注単価の低下は見られるが、震災やタイの洪水による影響で製造できなくなった部品等の代替受注があり、業況に特段の問題は見られない (三重県)
- 工作機械や自動車部品を製造する大手メーカーの下請企業は、震災の影響により年度上期の売上げが減少し厳しい業況であったが、現状はメーカーの生産量の回復から震災前の水準に戻りつつあるとの声もある (大阪府)
- 震災後、原材料費が依然として高止まりの状況にあるため、受注単価はさらに厳しくなっており、利益確保が困難である (佐賀県)
- 震災やタイの洪水の影響は薄れており、生産の遅れを取り戻すためフル稼働している状況だが、震災前の水準にまで回復していない (大分県)

《小売業》

- 他県への人口の流出に歯止めがきかず、空洞化・長引く風評被害の影響で売上げが減少している (福島県)
- 節電などの特需はなくなり家電製品は引続き減少傾向となっており、小売業全体としても個人消費の低迷などにより業況は悪化傾向である (栃木県)
- 震災の影響は和らいでいるが、消費マインドが回復しておらず消費は全般に低調である。小売業界全体では、量販店の値引き競争の影響が経営を圧迫していることもあり、総じて厳しい状況が続いている (愛媛県)
- 節電等の影響から節約志向が進み、消費行動の減少が業況悪化に繋がっている (宮崎県)

《卸売業》

- 企業の物流が滞っている状況はなく、ほぼ震災前に戻っている。特に大きな懸念材料もない (山形県)
- 震災の影響による営業エリアの縮小や県産品の風評被害により、需要の停滞が続いている (福島県)
- 原発事故による米穀類の風評被害がまだ続いており、売上げにも影響している。他県産品のものが流入してきていることもあり価格を上げられない (茨城県)
- 従来からの不況に加え、震災の影響により国内市場の縮小が進む中、一部の企業では海外との取引を開始して打開を図る動きも見られる (東京都)
- 震災の復興需要等により、建設資材など建設関連が堅調な動きを見せている (神奈川県)
- 建設資材の多くが東北地方の復興に回されているためか、建設資材の仕入価格が高止まりしている。それを販売価格に転嫁できず利益は圧迫されているが、以前にも増して業況が悪くなったとの声も聞かれず、現状維持の状況だと思われる (福岡県)

《建設業》

- 復興関連工事の影響から総じて堅調である一方、原材料費や人件費の値上りから利幅は減少している (岩手県)
- 住宅建設、道路工事など民間・公共工事とも復興需要により業界全体が好調である一方で、職人不足が顕在化しており、「仕事はあるが受注できない」状況がみられる (宮城県)
- 除染作業等の受注も増えてきているが、技術者の確保が難しい (福島県)
- 復旧・復興関連工事や年度末の公共事業の受注などでかなり繁忙であったが、公共事業については受注単価の低下により収益の回復にはつながっていない (栃木県)
- 東北地方における震災特需の影響で資材価格が高騰しているものの、価格転嫁ができていない (宮崎県)

《サービス業》

- 盛岡市では震災の影響が比較的軽微であったためコンベンションが好調であるが、全体的には前年並みである (岩手県)
- ホテル・旅館等は、復旧人員の利用が少なくなっているものの、客室稼働率は高い (宮城県)
- 他県への人口流出や、長引く風評被害のほか、県外からの団体客を中心に観光客が減少している影響から売上げが減少している (福島県)

- 震災による自粛ムードはなくなってきているが、震災前の状況には戻っていない（茨城県）
- 震災により減少した海外からの観光客が戻りつつあるなど、回復傾向である（福岡県）

《不動産業》

- 住宅建設等の復興需要が本格化しているが、被災地の復旧工事が優先され、住宅建設に遅れが生じていることから、需要に供給が追いつかず、不動産賃貸料も上昇している（宮城県）
- 賃貸物件については、県による被災者向けの住宅支援策の影響などから地元の人が希望する物件に住めないなど、供給不足の状態が続いている（山形県）
- 被災者の避難に伴う賃貸物件の新規需要はなくなっており、新規の土地売買についても原発事故による放射線量の問題などから動きはない（福島県）
- 震災後における雇用の不安感や自然災害への不安感から、住宅取得者が減少する等、需要の低迷により業況は悪い（和歌山県）

《運輸業》

- 震災の影響は見られなくなっており、業績は回復基調にある（岩手県）
- 仙台港の代替によるコンテナ貨物量の増加や冬の電力需要による化石燃料の取扱量の増加から、売上げが増加している（秋田県）
- 物流は、震災による影響はほぼ無くなり比較的順調である。高速道路無料化の効果も大きい（山形県）
- 建築資材の運搬など一部に復興関連の需要が続いているが、原発事故による風評被害の影響から県産品の物資運搬が低迷している（福島県）
- 震災特需の効果が次第に薄れ、輸送貨物量が前年割れをするようになった（新潟県）
- 震災時の物流・輸送面の影響は回復しているが、同業者間の競争激化から受注価格の維持が難しくなっており、業況は厳しい状況が続いている（愛媛県）

（参考2）円高に関連した業況感に関する主なコメントについては以下のとおりとなっています。

《製造業》

- 円高に伴う大手電子部品メーカーによる工場再編の影響は見られないが、影響がすぐには現れない孫請けなどの零細事業者への今後の影響を懸念している（秋田県）
- メーカーの下請けや孫請けが多く、従前からの値下げ要請はあるものの、円高やタイの洪水が影響しているという企業は少ない（山形県）
- 円高により自動車部品製造の利幅は減少しているが、受注は安定している（群馬県）
- 円高により取引先の慎重姿勢が強まっており、極端な小ロットや短い納期の発注が相次ぐなど、受注環境が悪化している（東京都）
- 円高や欧州経済、中東情勢不安などにより、発注の見合わせや受注価格の引下げの要求などから、売上げが減少している（石川県）
- 円高による影響は多少あるものの、業況判断はマイナス幅が縮小し景気は緩やかながら回復基調にある（香川県）
- これまで小規模零細企業は円高の影響をあまり受けていなかったが、円高が続いているため大手企業からの受注単価引下げなどにより利益率が圧迫されており、総じて厳しい状況が続いている（愛媛県）
- 円高による悪影響は聞かれませんが、需要は低迷している（山口県）
- 円高の影響により、中国や韓国の企業との受注競争から造船関連は依然として厳しいほか、一部商品では安価な輸入品の増加に伴い競争が激化している（長崎県）

《小売業》

- 業況は、悪化幅が縮小傾向にあるが、売上げ・採算は依然として厳しい状況にある。小売業からは円高を歓迎する声があっても良いと思うが、円高の恩恵を受けているといった話は聞かない（滋賀県）

《卸売業》

- 食品加工用の原材料高は、円高のおかげで相殺できているが、売上げが上がらない（新潟県）
- 年々価格競争が激しくなり販売価格が低下しているが、仕入等にかかる円高メリットは聞かれず、仕入価格は逆に少しずつ上がっており収益は悪化している（広島県）

《サービス業》

- 震災と円高により海外からの観光は壊滅状態であったが、欧米を中心に少しずつ戻りつつある（長野県）
- 震災の影響は少なくなっているが、円高に伴い海外からの観光客が減少しており、総じて見ると悪い状況は変わらない（長崎県）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」](#)について（3月30日）にアクセスしてください。

平成23年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について

金融庁では、平成23年5月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用組合）の規模・特性を踏まえた自主性・創造性を発揮した地域密着型金融の取組みを促進してきたところです。

そのような地域密着型金融への取組みの動機付けや環境整備を図るとともに、金融機関間の知見やノウハウの共有に資する観点から、「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対し顕彰を実施することとしています。

各財務（支）局・沖縄総合事務局においては、顕彰にあたって「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「平成23年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について」](#)（3月23日）にアクセスしてください。

保険会社に係る検査評定制（保険検査評定制）（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成24年2月23日（木）から平成24年3月23日（金）にかけて、「保険会社に係る検査評定制（保険検査評定制）（案）」を公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成24年3月30日（金）に公表しました。

本制度は、平成24年4月1日以降予告する（無予告の場合は、同日以降立入を開始する）検査より、「試行」を開始しています。

「検査評定制」は、

1. 検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価（A～Dの4段階）することより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促すこと、
2. 評定制結果を選択的な行政対応（注1）に結びつけ、検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させること

を目的に、平成17年7月に創設し、銀行等を対象に導入しています。

一方、保険検査評定制の導入については、銀行等の「検査評定制」の運用状況等を踏まえて検討することとしていましたが、銀行等の「検査評定制」が相当程度定着してきたと考えられること等を踏まえ、本年2月23日から3月23日までの間、[「保険検査評定制（案）についてパブリックコメント」](#)を実施しました。

その結果等も踏まえ、保険検査評定制について、平成24年4月1日以降予告する（無予告の場合は、同日以降立入を開始する）検査から「試行」（注2）を開始することとしたものです。

（注1）検査結果をその後の検査の濃淡（検査頻度、範囲、深度）に反映させること。

（注2）試行期間中の評定制結果は、選択的な行政対応には反映させないこととしています。

保険検査評定制の概要は、以下のとおりです。

○評定制項目

保険検査マニュアルのカテゴリーに沿って、「経営管理（ガバナンス）態勢 - 基本的要素 -」「法令等遵守態勢」「保険募集管理態勢」「顧客保護等管理態勢」「統合的リスク管理態勢」「保険引受リスク管理態勢」「資産運用リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク等管理態勢」の8項目。

○評価段階

A、B、C、Dの4段階評価。

A：強固な管理態勢が経営陣等により構築

B：十分な管理態勢が経営陣等により構築

C：管理態勢が不十分で改善が必要

D：管理態勢に欠陥又は重大な欠陥

○対象保険会社

生命保険会社、損害保険会社、外国生命保険会社等（特定法人を含む）、外国損害保険会社等（特定法人を含む）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から『「保険会社に係る検査評価制度（保険検査評価制度）（案）」に対するパブリックコメントの結果等について』（3月30日）にアクセスしてください。

【お知らせ】

○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

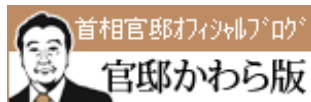


○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL : http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○「官邸かわら版」について

内閣広報室では、平成23年9月12日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

○「e-Gov 電子申請システム」の利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[法令・指針等](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov電子申請システム」の使い方について、詳しくは[e-Govトップページ](#)の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？
詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：今の総合（的な）取引所の関係なのですけれども、規制と監督を一元化するということが盛り込まれているわけですけれども、足下の取引所側の動きとはちょっと温度差もあるように見えるのですけれども、今後、総合（的な）取引所を実現させていくという目標に向かって、大臣としてどのように取り組まれるかというのを教えてください。

A. 2月24日に発表した「取りまとめ」においては、「金融商品取引所、商品取引所、取引業者その他の関係者に対して、証券、金融、商品を総合的に取引できる取引所の実現に向けて協力するよう要請し、「その実現過程の一環として幅広い業務提携を推進することについても要請する」としたところでございます。具体的な協力や業務提携の内容については、各取引所がそれぞれの経営判断によって決めることではございますが、この法改正による制度整備を踏まえて、総合的な取引所が実現されるよう、取引所等の関係者に対して必要な協力を要請してまいりたいというふうに思っております。

[【平成24年3月9日（金）閣議後記者会見】](#)



【3月の報道発表】

3月1日	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第（平成24年2月29日開催）
	アクセス	5農協・1漁協（南三陸農協、いしのまき農協、仙台農協、名取岩沼農協、みやぎ亘理農協、宮城県漁協）に係る優先出資の取得の決定について
5日	アクセス	日本風力開発株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	クラウドゲート株式会社役員が所有する同社株式の売出しに係る発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令の決定について
	アクセス	クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
8日	アクセス	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第1回）議事次第（平成24年3月7日開催）
9日	アクセス	株式会社総和地所に対する行政処分について
	アクセス	北海信用金庫に対する行政処分について
13日	アクセス	丸大証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果について
14日	アクセス	全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）の公表について
15日	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」（第12回）議事次第（平成24年3月12日開催）
19日	アクセス	株式会社京王ズボホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令の決定について
21日	アクセス	三晃証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
22日	アクセス	「公認会計士法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
23日	アクセス	「信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件」等の一部を改正する件について
	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）等の公表について
	アクセス	平成23年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について
	アクセス	「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	A I J 投資顧問株式会社に対する行政処分について
	アクセス	アイティーエム証券株式会社に対する行政処分について
26日	アクセス	「株式会社国際協力銀行法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」等について
27日	アクセス	「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について

	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～
28日	アクセス	銀行窓販に関する保険法令解釈事例集の改定について
29日	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
30日	アクセス	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
	アクセス	損害保険業の免許について
	アクセス	外国損害保険業の免許について
	アクセス	「保険会社に係る検査評定制度（保険検査評定制度）（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	銀行の合併について（2）
	アクセス	銀行の合併について（1）
	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「外国会社報告書等による開示に関する留意事項について」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（12月末）
	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
	アクセス	監査法人の処分について
	アクセス	「貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について
	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第（平成24年3月29日開催）
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【3月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは3月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ\(過去の情報等\)](#)にアクセスしてください。

- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(案\)」等の公表について](#)
- [A I J 投資顧問株式会社に対する行政処分について\(平成24年2月24日\)](#)
- [金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」\(第1回\)議事次第](#)
- [投資一任業者に対する一斉調査について](#)
- [投資勧誘等にご注意ください!](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [A I J 投資顧問株式会社に対する行政処分について\(平成24年3月23日\)](#)

以上